

岡崎市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等見守りネットワーク事業を実施するために必要な事項を定めることにより、認知症高齢者等及びその家族が地域で安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(事業の構成)

第2条 岡崎市、岡崎警察署、地域包括支援センター等（以下「ネットワーク構成員」という。）で構成される認知症高齢者等見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」という。）を設置する。

- 2 ネットワーク構成員は必要に応じて会議を開催することができる。
- 3 見守りネットワークの事務局は、岡崎市（以下「市」という。）に置く。
- 4 岡崎市認知症高齢者等見守りネットワーク事業において、以下の各号の事業を実施する。

- (1) 岡崎市認知症高齢者等事前登録制度
- (2) 岡崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
- (3) 岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付事業

(事業の内容)

第3条 岡崎市認知症高齢者等事前登録制度（以下「事前登録制度」という。）は、以下の各号のとおり実施する。

- (1) 事前登録制度は、市へ事前登録された認知症高齢者等の情報を、ネットワーク構成員（第3号で規定する第2号対象者の情報については、地域包括支援センターを除く構成員）で共有することで、日常的な見守り及び行方不明時の対応に活用するとともに、対象者が行方不明になった場合、見守り協力員にその情報をメール配信することで、捜索協力を要請し早期の発見につなげることを目的とする。

- (2) 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

ア 見守り協力員

ネットワーク事業の趣旨を理解し、個人情報の守秘義務等に係る誓約した上で市に登録を行った者で、行方不明者に係る電子メールの配信を受けた場合、可能な範囲で捜索に協力する者をいう。

イ 電子メール配信システム（おかえりメール）

行方不明となった認知症高齢者等に関する情報を、見守り協力員へ電子メールにより一斉配信するために市が運営するシステムをいう。

- (3) 事前登録制度の対象者は、市の住民基本台帳に記載されている者のうち、自ら外出し行方不明となるおそれのある者で、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- ア 以下のいずれかに該当する者（以下「第1号対象者」という。）
- (ア) 40歳以上で、医師による認知症の診断を受けている者
 - (イ) 65歳以上で、第4条第1項に規定する申請書により認知機能の低下があると認められた者
- イ 以下のいずれかに該当する者（以下「第2号対象者」という。）
- (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児のうち知的障がいのある児童又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障がい者として療育手帳等の交付を受けており、かつ岡崎市において手帳管理を行っている児又は者
 - (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ岡崎市において手帳管理を行っている児又は者
 - (ウ) 児童福祉法第21条の5の7第9条の規定により児童通所支援受給者証の交付を受けている者
- (4) 行方不明者が発生した場合の対応は、以下に定めるところによる。
- ア 事前登録制度に登録のある者が行方不明になった場合、行方不明者の届出ができる者（以下「届出者」という。）は速やかに岡崎警察署（以下「署」という。）へ行方不明者の届出を行うものとする。署は、届出者からメール配信に係る同意を得られ、かつその必要があると判断した場合、市へメール配信の依頼を行う。
- イ アの依頼を受けた場合、市は見守り協力員に対して、行方不明者に係る情報を速やかにメール配信する。
- ウ 市内に居住する事前登録制度に登録のない行方不明者について署からメール配信の依頼があった場合、又は他の市区町村に居住する行方不明者について関係機関等から協力要請があった場合、市は事前登録者と同様にメール配信を行うことができる。
- エ 市、地域包括支援センター、見守り協力員等が行方不明者を発見した場合、安全確保をした上で、速やかに署へ連絡を行い、署は行方不明者の安全確保が完了した場合、市へその旨の連絡を行う。
- オ 市はエの連絡を受けた場合、見守り協力員に対して行方不明者が発見された旨の通知をメール配信により行う。
- (5) 第1号対象者について、第4条第1項に規定する申請書による同意を得た場合、地域包括支援センターは地域支援者（医師、民生委員、介護サービス事業者等）により構成される地域ケア会議等において対象者の情報共有を行い、連絡体制及び見守り支援体制の構築を行う。
- (6) 市は、行方不明者の情報の他、認知症に関するイベント等の情報を見守り協力員に対してメール配信することができる。

(7) 見守り協力員のメールアドレスの管理及び保護は、市から事業を請け負った者が、別に定めるプライバシーポリシーに基づき実施し、当該メールアドレスは当事業に係るメール配信以外に使用しないものとする。

2 岡崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業（以下「保険事業」という。）は、以下の各号のとおり実施する。

(1) 保険事業は、認知症高齢者等が日常生活における偶発な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合の負担軽減を目的とし、市が保険者となり、認知症高齢者等を被保険者とする個人賠償責任保険を、保険会社と契約することにより実施する。

(2) 保険事業の対象者は、事前登録制度に登録のある者で、当事業における個人賠償責任保険と同様の個人賠償責任保険に加入していない者とする。

(3) 保険の内容については、市が保険契約を締結した保険の約款及び特約条項の定めるところによる。

(4) 保険期間は、第4条第1項に規定する申請書を提出した日から市が契約する保険の保険期間の末日までの期間とする。

(5) 保険契約に該当する事故が起こった場合、第4条第1項に規定する申請者は事故報告書を速やかに市に提出するものとし、事故報告書の提出を受けた場合、市は保険会社へ事故報告書を提出する。

3 岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付事業の補助要件及び内容等は、岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付要綱で別に定める。

（申請等）

第4条 事前登録制度及び保険事業の利用を希望する本人、その親族又は同居人（以下「申請者」という。）は、岡崎市認知症高齢者等見守りネットワーク事業事前登録兼個人賠償責任保険加入申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、登録内容に変更があった場合又は対象要件に該当しなくなった場合は、認知症高齢者等見守りネットワーク事業等登録変更・廃止届（様式第2号）を、市に提出しなければならない。ただし、死亡・転出を事由とした廃止の場合で、市の住民基本台帳に記載されていないことを市が確認した場合に限り、提出を省略できるものとする。

（現況確認）

第5条 市が行う現況確認により引き続き対象要件に該当すると認められる場合は、第3条第2項4号に規定する保険期間を延長することができる。

（個人情報取り扱い）

第6条 本事業の利用に関わる全ての者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものと

する。

- 2 事前登録制度において他の市区町村等へ提供する情報は、届出者が同意する範囲で発見に必要な最小限度とする。

(他の市区町村等への情報提供)

第7条 前条第2項の情報を他の市区町村等へ提供する場合は、愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワーク運営要領により実施する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年12月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。